

ライン地方のあるギムナジウム

(3)

小 峰 総 一 郎

<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>はじめに</p> <p>1. 「民族政治科実習」 (Nationalpolitischer Lehrgang)</p> <p>(1) ライン州報告書から</p> <p>(2) ナチズム教育研究から</p>		
<p>2. 生徒と教員——生徒の組織化、アビ トゥーア判定取消事件——</p> <p>(1) 生徒の組織化、ヒトラー・ユーゲント</p> <p>(2) アビトゥーア判定取消・ナチ党集団 入党事件</p>		
<p>ま と め</p>	<p style="text-align: center;">ライン州「民族政治科実習」風景 (出所：Nationalpolitische Lehrgänge, 1935, S. 81, 110, 161.)</p>	

はじめに

ナチ時代リューテン上構学校の教育は、それを囲繞するナチス教育支配との関係構造の中でこれを吟味する必要がある。「民族政治科実習」(Nationalpolitischer Lehrgang)は、必ずしもそのキーという訳ではなく、ブラハトも本書で民族政治科実習に詳しくは触れていないのだが、私は、このたび民族政治科実習について多少調べてみて、このプログラムは、リューテン上構学校の教育とナチス教育支配との関係を明らかにする契機にはなりうると感じた。

そこで、今回の研究では、まず民族政治科実習について述べ、その上で、ナチ時代初期リューテン上構学校の教育・教授について述べることにしたいと思う。

1. 「民族政治科実習」(Nationalpolitischer Lehrgang)

初めに「民族政治科実習」(Nationalpolitischer Lehrgang) のアウトラインを述べておこう。

「民族政治科実習」なる教育カリキュラムとは、ナチ時代のプロイセン邦中等学校における校外宿泊プログラムである。それは、ナチス教育態勢成立直後の第一ステージ、すなわち1933年から1936年の間のわずか3年間だけ実施された。これには、原則として各中等学校最上級のプリマ級2学年[OI級とUI級]の全生徒が参加する(のちOII, UII級も)。彼らは、教師1-2名の引率のもとに、主として学校田園寮(Schullandheim)において、2週間(14日)にわたって宿泊をし、野外実習(Wanderung)、郷土・自然学習、スポーツ、ナチズム思想学習等を展開する。それは、狭義の「学校」を否定し、学校を含む全「社会」活動として教育を構造転換させようとするナチズム教育学を体現するものだった。そして、そこにおいては教師の指導性を否定し、「青年」自身が教育者(指導者 Führer)になるという教育関係システムの転換が目指されたのである。つまり、従来の文化伝達機関としての学校とそこでの教師-生徒関係、すなわち「学問」を積み重ねたペダググチック(学術的)な教師が一方向的に文化・教養の詰め込みを行なうという教師中心の学校を否定し、同じ青年(年長青年)がリーダーとなり、「同志的」、「共同的」な関係の中で作業・スポーツ・ナチズム学習を行うという対抗文化、疑似軍隊活動を対置したのである¹。

これがすなわち「キャンプと隊列(Lager und Kolonne)の教育」としての「民族政治科実習」である。ここにおいては、ナチス世界観を体して青年の解放をうたう「ヒトラー・ユーゲント」(Hitler Jugend)が、この教育プログラムの主役に躍り出る必然性があった。

だが、この教育プログラムは試行わずか3年で突然終わった。なぜか。じつは、終わったのではなく「終わらせられた」のであった(ショルツは「禁止」Verbotと表現している²)。彼らは、ヒトラー・ユーゲントの指導者、シーラハ(バルドゥール・フォン・シーラッハ(Baldur Benedikt von Schirach, 1907-1974)のもとに、既存の「教育」と教育行政を克服して、一気に「全体社会の教育」を実現しようとした。民族政治科実習に関与したヒトラー・ユーゲントは、この校外実習活動をめぐって、プロイセン文部省およびその後創設されたライヒ(全ドイツ)教育省との間で対立・対決を先鋭化させる。文相ルスト(Bernhard Rust, 1883-1945: はじめプロイセン文相。1934年のライヒ教育省創設に伴いライヒ教育相を兼ねる)は、学校田園寮(Schullandheim)で行なわれる「キャンプと隊列の教育」の意義をみとめるのであるが、民族政治科実習はあくまでも「学校」教育機能を前提とした。つまりナチズムを教育イデオロギーとして奉戴するが、学校(ならびに学

1 Eilers, Rolf: Die nationalsozialistische Schulpolitik : eine Studie zur Funktion der Erziehung im totalitären Staat. Köln: Westdeutscher Verlag, 1963. (Staat und Politik, Bd. 4); Dithmar, Reinhard (Hrsg.): Schule und Unterricht im Dritten Reich. Neuwied : Luchterhand, 1989, ほか参照。

2 Scholtz, Harald: Erziehung und Unterricht unterm Hakenkreuz. (Kleine Vandenhoeck-Reihe, 1512), Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1985, S. 50.

校田園寮で行なわれる民族政治科実習）における指導性は、教師にあるとしたのである（ライン州でのユースホステル（Jugendherberge）宿泊実践はそのモデルをなすものだった）。

それに対して、総統ヒトラー（アドルフ・ヒトラー Adolf Hitler, 1889-1945）の直接の後ろ盾を得たライヒ青少年指導者シーラハと「ヒトラー・ユーゲント」は、「学校」ではなく「軍隊」を求めた。すなわち、ルスト型「キャンプと隊列の教育」は教師に支配された「拡大された学校」であるとしてこれを破棄し、年長リーダー「ヒトラー・ユーゲント」を教育主体とし、疑似軍隊訓練を展開する「民族共同体教育」を求めたのである。ここにおいて、ルストならびに文部省・教育省は、「学校」教育枠内の「民族政治科実習」を貫くことができず、1936年12月3日、青年運動のグライヒシャルトゥング（Gleichschaltung 一元化。[1936. 12. 1 ヒトラー・ユーゲント法]）に伴い、「民族政治科実習」の中止を命じたのであった。

これが、ナチス教育擡頭とともに鳴り物入りで導入された「民族政治科実習」の本質と、それがヒトラー・ユーゲントによる青年運動一元化のなかで短命で終息させられた理由である。いま、この論理と経過を、シヨルツの整理によるナチス教育支配の全体展開と重ね合わせると、それら相互の関係構造が明瞭になる³。

表 1-1. ナチス教育政策史（1933-1936）

1. 1933-1936 第一局面：権力掌握と権力安定（1933-1936）

●権力掌握からオリンピック大会まで——社会政治の一元化、権威的中央集権化開始、畏怖（ファシストの可能性も）、制限（特に共産主義者、ユダヤ人に対して）、集団忠誠努力（民族国家宣伝）、安定諸勢力（農業、国防軍、教会）への秋波、福音教会との確執

年\分野	①重要政治決定	②新規機関・重点	③学校機構、教育課程	④教員団体、教員養成	⑤青少年政策
1933	1.30 ナチ党政権掌握 4. 官吏任用法 7. 病氣後継者予防法 11. 歓喜力行団をドイツ労働戦線内に設立	4. 国家政策教育会（NAPOLA:ナポラ）をプロイセンに設立 5. 内相フリック、ドイツ学校の闘争目標	2. 集合学校を解体、人生科授業停止 8. [プロイセン文部]省令、学校とヒトラーユーゲントとの関係について 9. 最上級クラスにおける人種・遺伝学の顧慮 10.4 「民族政治科実習」(Nationalpolitischer Lehrgang) 制定 12. 学校規定の根本思想	3. 教員諸団体の一元化開始 5. 地域帯着教員養成大学	4. ドイツ青年連盟全国委員会掌握 7. ヒトラー・ユーゲント編成 12. ヒトラー・ユーゲントに職業身分連盟導入
1934	2. ナチス騎士団城（Ordensburg）建設開始 5. 帝国教育省を設置（職業教育も下屬）	3. 「農村年」（Landjahr）（プロイセン） 6.7 「国家青年日」（Staatsjugendtag [土曜授業ヒトラー・ユーゲント活動に充当]）導入（1936年まで） 5.-10. 農村継続教育制度を規定 9. アルタマーネン（Artmanen：農耕者）移管によるヒトラーユーゲントの農村奉仕設置	10. 父母評議会（Elternbeiräte）を学校共同体（Schulgemeinde）に取換	6. 中等教員州試験局（Philologisches Landes-Prüfungsamt）設置 8. 教員養成キャンプ（Schulungslager für Lehrer）	4. 帝国職業コンクールをヒトラーユーゲントとドイツ労働戦線により組織 6. 職業指導、教職仲介にヒトラーユーゲント影響力確保
1935	3. 国防法（Wehrgesetz） 9. 帝国市民法 Reichsbürgergesetz（ユダヤ人は「国籍者」Staatsangehörige） 9. ドイツ福音教会保全法	7. 学校ミサ Schulgottesdienst 参加今後自由化 9. ユダヤ人学校制度設立	6. ライヒ教育省令：「中等学校での生徒選抜」（1942年まで有効） 7. 国民学校用帝国教科書を作成	9. 国民学校教員試験規則	5. 少年裁判訴訟に HJ 参入 6. 帝国労働奉仕法 Reichsarbeitsdienstgesetz 7. 農村青年を HJ に組み入れ 8. 職場青年代表制 Betriebsjugendwähler 導入 9. 帝国青少年指導部 Reichsjugendführung に文化局 Kulturamt 設置
1936	4. HJの年齢別組織化開始 8. ベルリンオリンピック 10. 4カ年計画開始	3. シュタルンベルク湖（バイエルン）のナチス・ドイツ高等学校、ナチス教員連盟に下屬 12.3 学校の「民族政治科実習」(Nationalpolitische Lehrgänge) 「禁止」(Verbot) 12.4 「国家青年日」(Staatsjugendtag) 廃止	2. 中等学校の男女別学（1939年まで） 4. ギムナジウムを削減、英語を第一外国語とする 11. 中等学校を短縮、OI級廃止	5. ナチス教員連盟による教員講習	7. ヒトラーユーゲントと帝国スポーツ指導者との協定 12.1 ヒトラーユーゲント法

(出所：Scholtz, 1985, S. 50.)

3 A. a. O., S. 50-51. 表に若干の加筆をした。網カケ、太字は小峰。

筆者は先回の研究ノートで「民族政治科実習」の入口に立った⁴。その後関連資料を集め ①ライン州報告書, ②江頭智宏論文, ③アイラースのナチズム教育研究, の順に繕いて「民族政治科実習」につき一定の像を結ぶことができた。以下にそれらを元にして「民族政治科実習」の要点を記すことにする。

(1) ライン州報告書から

リュウテン町が属するウエストファーレン州 (Provinz Westfalen, 当時) の西隣ライン州 (Rheinprovinz, 当時) では, プロイセン文部省から民族政治科実習令が発せられて (1933. 10. 4 「民族政治科実習」 (Nationalpolitischer Lehrgang) 制定) から時を置かず, 州長官がこれの実施方針を命じた (10. 26 ライン州長官命令「民族政治科実習」)。そして早くもこの年の12月8日に最初の民族政治科実習を実施した。これを皮切りに, 1933年度計5回, 翌1934年度計9回, 数校連合で民族政治科実習を実施し, その成果を報告書 (「覚書」) にして1935年に刊行した。この2年間 (実質1年間) で合計14回実施された民族政治科実習に, 参加生徒は上級4学年 (OI, UI, OII, UII) の男女合計約28,000名, 参加教員 (男女) 約2,200名, ハイム補助者男女合計146名。生徒たちの総投宿日数は, 合計約508,000日であった。実施状況は次の通りである⁵。

表1-2. ライン州民族政治科実習 (1933-1934)

民族政治科実習参加者統計 (1933. 12. 8-1935. 1. 29)

実習期	実習時期	クラス	投宿館数	生徒数		教員数		ハイム補助者数		総投宿日数	
				男	女	男	女	男	女		
1933年	1期	12. 8-12. 22	OI	51	2,182	553	171	50	16	4	41,351
	2期	1. 11 - 1. 25	OI	42	1,084	1,077	104	133	14	3	33,595
	3期	1. 26-2. 9	OI, UI	25	930	445	81	47	11	2	21,319
	4期	2. 15-3. 1	UI	25	771	372	60	49	8	1	17,435
	5期	3. 2-3. 16	UI	28	925	373	86	57	8	1	20,642
1934年	1期	4. 27-5. 16	UII	70	1,810	1,582	103	106	7	4	68,389
	2期	6. 1-6. 20	UII	52	1,630	912	109	58	8	4	51,452
	3期	6. 25-7. 14	UII, UI	53	1,770	774	127	58	7	4	51,608
	4期	9. 7-9. 26	UI	66	2,018	586	139	52	6	2	52,725
	5期	10. 1-10. 20	OI, UI, OI	56	1,376	1,036	106	91	7	2	48,403
	6期	10. 25-11. 8	OI	61	1,942	710	151	64	9	4	41,645
		10. 25-11. 13	OII								
	7期	11. 13-11. 27	OI	58	1,881	589	134	57	3	4	46,446
		11. 14-12. 3	OII								
8期	11. 30-12. 14	OI	2	145	-	12	-	2	-	2,185	
9期	1. 10-1. 29	OII	11	548	30	32	2	4	1	11,628	
計			600	19,012	9,039	1,415	824	110	36	508,823	
合計			600	28,051		2,239		146		508,823	

(出所: Nationalpolitische Lehrgänge, 1935, S. 175.)

- 4 小峰 総一郎「ライン地方のあるギムナジウム (2)」(『中京大学国際教養学部論叢』第7巻第2号, 2015年3月)
- 5 Nationalpolitische Lehrgänge für Schüler. Denkschrift des Oberpräsidenten der Rheinprovinz (Abteilung für höheres Schulwesen). Frankfurt am Main: M. Diesterweg, 1935, S. 175. (以下, Nationalpolitische Lehrgänge と略記する。)

ワイマール時代に、ドイツの都市の中等学校では、夏ないし冬に、自校（ないし公営）の学校田園寮宿泊を行い、共同活動と地域・自然との触れ合いを通して生徒のこころと体の発達、生徒の協同体育成につとめたのであったが⁶、ライン州の民族政治科実習は、さきの文部省令の要請を、学校田園寮ではなく、ユースホステルにおける年間宿営の中で実現したのであった。ライン州長官覚書たる本書には、ルストの発した「民族政治科実習令（1933. 10. 4）」が収められている。ルスト（当時はまだプロイセン文相）は、序言でまず民族政治科実習のねらいを次のように述べていた。[全文]

「 序 言 ！

常に二つの要請がある：

それは第一に、若者を自ら向上させるということであり、そして第二に——これは過去の学校が達成できなかったものであるが——、若者の身体を、自分自身ならびに共同体生活に耐えうる強固さにまで陶冶するという課題である。

大地と結合した民族政治科実習は、このような努力の中の若者を援助し、学校に新精神をもたらす意義深い手段である。

民族政治科実習は、[若者に] 意志強く・出撃可能な気骨を生み出し、民族共同体へと導くものである。

ルスト」⁷

これを受けてプロイセン邦文部参事官ベンツェは、「民族政治科実習」の理論を次のように展開した。（このベンツェ [Rudolf Benze: 1888-1966. ライヒ文部参事官, 中央教育研究所所長。元ギムナジウム校長]こそ、のちナチス教育政策・教員政策をすすめた中心人物である。それらは、「ヒトラー・ユーゲント」の組織整備、「アドルフ・ヒトラー校」創設、教員団体の「ナチス教員連盟」への強制的一元化、「人種科」の創設・推進、等々であった。）[要約]

「 ま え が き

- ・ 生来のドイツの本質の自覚、これに加え、実行意志に形成すること → ナチス教育
- ・ 過去＝個人上昇のみ。労働を厭う。世界観未確立：自由時代。ここには共同意志、並びに教育はない。
- ・ 共同体＝教えられぬ。体験するものである。
- ・ ナチス教育学＝教育共同体と前線体験の上＝これは郊外で達成するものである。
- ・ ラインの中等学校——これを ①文部省令の線で ②ユースホステルの中で 実現した。
＝ これは、ドイツ中の称讃に値するものである。

ベルリン, 1935. 4. 15, Dr. ベンツェ, 文部参事官」⁸

6 小峰 総一郎「学校田園寮について」（小峰総一郎『ベルリン新教育の研究』風間書房, 2002所収）参照。

7 Nationalpolitische Lehrgänge, S. iv.

8 A. a. O., S. v.

ベンツェに称讃されたこのユースホステルでの「民族政治科実習」を、ライン州の「ドイツ、ユースホステル」指導者パウル・コンラッドはこう意義づける。[要約]

- 「1. ライン州ユースホステル定款の中には、ユースホステル実践は簡易で安価にナチス教育学が実現できるとある=民族政治科実習と通じている。これを全ドイツに役立てたい。
2. 学校生徒との密接結合 → ユースホステルでの民族政治科実習 (Nationalpolitischer Lehrgang) は、それに適切な方法である。ユースホステルは、力、同志愛、郷土・自然愛を育てるものである。
3. 上記課題を引き受けたい。施設要求が出されている。欠点を除去し、不足は調達に努めたい。緩やかに。
4. 学校ごとのヒトラー・ユーゲントが協力。

∥

ユースホステル実習で実現した。来年は、

- ・ 学校
- ・ ヒトラー・ユーゲント
- ・ 家庭

との協力が実現するであろう。

パウル・コンラッド

ライヒ青少年福祉局上級連隊長

ドイツユースホステル・ライン州 ガウ総統 (Gauführer)』⁹

「キャンプと隊列 (Lager und Kolonne) のナチス教育」、すなわち知識の詰め込みたる〈学校〉を脱し、国境地方の大自然の中で身体錬磨と共同体育成、民族的課題の覚醒を、青年の自治を通して確立する——プロイセン文相ルストが思い描いたのは (実習の場はユースホステルでなく学校田園寮を念頭に置くのだが)、このようなものであった。ライン州「民族政治科実習」は、全ドイツに、民族政治科実習はこのように実施するのが望ましいと示したわけである。一州の実施報告書が、ライン州長官覚書 (中等学校局) と位置づけられたのはそのためであったろう。その上でいま、同書付録に収められた [プロイセン文部省令] 「民族政治科実習令」(1933. 10. 4) を大要紹介すると次のごとくである。

「

民族政治科実習令 [プロイセン文部省令] (1933. 10. 4)

プロイセン文部大臣 [ルスト]

U II C Nr. 2580

写し

ベルリン西 8, 1933. 10. 4

ドイツの青年を郷土、民族、国家に組み入れ → 学校田園寮が適切

9 A. a. O., S. vi.

- ・それは、同志生活と自己規律 → 大地の人々と結ぶ → 「血と土」を強化するからである。
- 1. 学校田園寮は民族政治教育目的。特に国境地の学校田園寮。その地の自覚青年と政治教育を。民族ドイツ人の精神で。
- 2. 学校田園寮を、一年の全期間活用へ。学校田園寮空間が不十分の学校は、他校との共同投宿を。学校田園寮の偉大な目的が、些細な法律問題や経費問題で挫折してはならない。
- 3. ゲレンデスポーツを。それらは、ヒトラー・ユーゲントのリーダーで展開する。
- 4. 座学も郷土に即し、入植の方法で。大地の農民の戦い→民族的、全人民の価値づけ → ナチ的、民族・国家秩序覚醒に至る。

委託を受けて

(署名) ツンケル

[学務局長 Gustav Zunkel, 1886 - 1934]

州知事各位 殿¹⁰

そして「実施要領」において、本令の実践方策を次のように謳ったのである。[要約]

「以下の教育課題を明示して印刷に付す。

1. 教室授業に決定的な一歩を踏み出す。→ 教員 = 指導者。学校田園寮では、できる限りクラスを再編する → 生活共同体 (Lebensgemeinschaft) となす。
2. 学校田園寮が少ない、または悪いところ。→ 利用させる。経験者教員の協力を。
3. 今年、両プリマ生 (OI, UI) は14日の実習を。識者とともに。
4. [上記] 省令第4項 [座学も郷土に即し、入植の方法で] は柔軟に。特に重要なのが土地の歴史、土壌に詳しい識者との協力。全クラスに1ないし2名の教員が同行する (最も望ましいのは生物、歴史、地理の教員である)。
- ・ それ以外に、各校配属報告官が本実習中最低1回参加を。
- ・ 加えて各寮に最適の三級教員 (第一次教員試験合格者) の常任が望ましい——当地に生活し、伝統を覚醒させる——。彼は派遣教師の生活に助言する。彼は野外スポーツにも参加することが望ましい。教員試験合格者の課業参加は歓迎である。彼らの食費、滞在費は免除、わずかの報酬とする。
5. コスト。・学校田園寮滞在は1日1.2ライヒスマルク。費用援助はない。しかし費用調達できぬ生徒なきよう望む。
- ・ 疾病保険等の利用は校長に任せる。ハイキングのために節約を。本官は旅費のために運賃75パーセント [への減額] を州知事に要請する。さらなる経費削減策あり。寝袋、丈夫な靴の支給など。

委託を受けて

10 A. a. O., S. 174. 管見のかぎりだが、ナチス教育学初期の重要資料である本令が、プロイセン文部省報には見当たらなかった。ひょっとして別のところに合冊されているのかも知れない。[追記] 参照。
 なお、『プロイセン文部省報』(Zentralblatt für die gesamte Unterrichts-Verwaltung in Preußen.) は1934年で終刊。1935年から敗戦の1945年までライヒ教育省の『ライヒ教育省報』(Deutsche Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung, Vol. 1 - Vol. 11) に統合された。同報の出版社は、ナチ時代初期1935-1938は、『プロイセン文部省報』の出版社であったヴァイドマン社 Weidmannsche Buchhandlung (ベルリン) だが、1939年から敗戦の1945年まではナチス中央出版社 Zentralverlag der NSDAP, Franz Eher Nachf. GmbH. (ベルリン) となっている。


(署名) エールリヒャー [Ehrlicher]

本官所轄下の全学校長 殿¹¹

ライン州での試行では、2年間〔実質1年間〕で3万名近くの生徒が、年間を通して、特に「国境地の学校田園寮」で（実際は学校田園寮ではなく、ユースホステルの中で）「その地の自覚青年と政治教育を」、「民族ドイツ人の精神で」深めることが目指された。

6:45起床、早朝スポーツと旗の掲揚から始まり、22:00消灯ラッパに終わる実際の宿舍活動は、スポーツ・オリエンテーリング・裁縫・食事など、場面場面で指導者（教員とハイム援助者＝主に教員予備生）の判断と指示に従って行われる（日課表〔一例〕参照）¹²。

表1-3. 民族政治科実習日課表（1934）

 <p>(出所：Nationalpolitische Lehrgänge, 1935, S. 67.)</p>	<p>日課表〔一例〕 〔1934年〕10月26日（金）、天気：晴</p> <p>6：45 起床 6：50 早朝スポーツ 7：50 旗行進 8：00 朝食 8：50 ベッド整頓 9：00 キントハルト山〔ボン南西の山。高さ約150メートル〕まで分団ウォークラリー〔異なるスタート地点から〕 13：00 昼食 14：00 休息 15：00 行進 17：30 旗行進 17：45 着衣、裁縫 18：15 歌唱 19：00 パンタ食 20：00 タベのファイヤー：「輝く世界」 21：30 就寝 22：00 消灯ラッパ</p> <p>労働奉仕：「プロイテ」グループ 奉仕責任者：コーゼル</p>

ユースホステル1館に約46名の生徒が宿泊し、これを3-4名の教師が2週間指導する（表1-2から算出）。分団に基づく宿舍活動は学級集団以上の共同体創出が可能で、ここをラガー（Lager: キャンプ、露営）とした宿舍活動、野外実習によって、知識のための知識を越え、祖国＝第三帝国に捧げる精神と身体形成が目指されたのである¹³。

民族政治科実習は、以上の法令文言と実施モデルを見る限り、これはたしかに新しいナチズム

11 A. a. O., S. 174-175.

12 A. a. O., S. 67.

13 Vgl. a. a. O., S. 102.

教育だと予感させるものではある。だが、実際の実習内容は各校の引率教師（生物・歴史・地理教員が推奨された）に任せられ、自由度は比較的大きかった。滞在中の教育目標と活動内容——野外活動、集団活動、ナチズム学習、宿舎活動、服装、スポーツ、音楽——はじつに多様であった¹⁴。ヒトラー・ユージェントの指導も、ゲレンデスポーツに限られていた（その指導者が参加できないこともあった——後述）。少なくともライン州報告を見る限り、この民族政治科実習から直ちに「鉄の規律のナチス兵士」が生み出されるとは、必ずしも言えないようである。

（2）ナチズム教育研究から

①江頭智宏論文

江頭智宏は、この「民族政治科実習」が、当初のプロイセン文部省・ライヒ教育省範疇の「学校」的教育プログラムからヒトラー・ユージェント主管の校外実習プログラムに取って代わられる経緯を追っている。全国の学校田園寮を束ねる学校田園寮連盟は、はじめルスト省令の趣旨を体して、民族政治科実習の教育機能と、実施の場としての学校田園寮の意義を主張するも、やがて、本プログラムの実施主体はHJにうつり、それとともに、実習の場も、学校田園寮から次第にユースホステルに取って代わられるのだった¹⁵。

（なお江頭はNationalpolitische Lehrgängeに「国民政治的教育課程」の訳語を充てているが、私は、先に述べたように、本カリキュラムが校外で行われる宿泊・野外実践であること、そこでの内容が＜学校＞教育とは異質のナチス疑似軍隊プログラムであることを意識して、これに「民族政治科実習」の語を充てた（我が国の戦前中等学校で行われた「軍事教練」に近いものが連想される）。Lehrgang（複数形Lehrgänge）は一般的には学校の授業カリキュラムを表すので「学科課程」「教育課程」となるが、濱川祥枝はこれに「講習」の語も充てている（『クラウン独和辞典』第2版、三省堂、1997年）。Nationalpolitischer Lehrgangを「民族政治科実習」と表現するのもあながち無理な話ではないであろう。）

先に述べたライン州民族政治科実習は、ルストの方針とは異なってユースホステルで展開されている。そのベースキャンプとしてのホステルには、まず立地が重視された——地方の山頂や村の入口に立地するユースホステルが推奨されている——。その上で施設設備については、学校田園寮ほど豪華でなくともよい、民族政治科実習にふさわしく、質素・清潔で作業に適すること、そして安価であることが求められた¹⁶。

14 本書には学校田園寮の立地・環境をめぐり、また「民族政治科実習」のありようをめぐり——例、民族政治科実習で生徒はクラス単位か解体か、HJの制服を強制できるか否か、など——、各種の見解が載せられている。これらは実習試行2年間で直面した問題である。Vgl. A. a. O., S. 10-12; 58 ff. 民族政治科実習の「定型化」にはなお課題が多かったと言えるだろう。

15 江頭智宏「ナチ時代における学校田園寮運動とヒトラー・ユージェントの関係」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 教育科学』60(1), 2013. 9.

16 Nationalpolitische Lehrgänge, S. 13-14.

ところで、そもそもユースホステルはライン州の要請に堪えうる数を備えていたのだろうか。ユースホステル運動は、国民学校教師シルマン (Richard Schirrmann, 1874-1961) が1910年に創設したザウアーラント (ウェストファーレン州) の国民学校生徒宿泊所を嚆矢とするのであるが、これが大战後、シルマンと工場主ミュンカーにより「ドイツ・ユースホステル連盟」が設立されるのち、ユースホステルは全国に大量建設されるのだった。下表に見られるように、1926年には全国30地方に約2,300館建設されており¹⁷、これは中等学校プリマ級生徒の実習には一定程度堪えうる数であった¹⁸。

表1-4. ユースホステル数・宿泊数 (1911-1937)

年	宿泊所数	宿泊数
1911	17	3,000
1919	300	60,000
1926	2,319	2,200,000
1931	2,319	4,320,000
1937	2,556	8,000,000

(出所：百々巳之助、景山哲夫『ヒットラー・ユーゲント』刀江書院、1938)

むしろ私が重要と考えるのは、後発の「ヒットラー・ユーゲント」がユースホステル連盟を傘下に収めるやり方、強制的一元化 (Gleichschaltung) の方法である。1933年3月12日、シルマンとシーラハとの間で締結された「ケーゼン協定」 (Kösener Abkommen) は、「ドイツ・ユースホステル連盟」と「ナチ党青少年指導部」との協力を謳い、全国のユースホステルを「丸ごと」ヒットラー・ユーゲントに下屬させたのである¹⁹。

私はかつて、ベルリンの学校田園寮 (Schullandheim) を研究したことがある²⁰。その際私は、学校田園寮の光の部分に注目しがちであったのだが、江頭は、学校田園寮が本来的に負っている

17 百々巳之助、景山哲夫『ヒットラー・ユーゲント』刀江書院、1938、p. 102.

18 Datenhandbuch Bd. II: Höhere und mittlere Schulen, 2. Teil, Göttingen, 2003によると、ドイツの最大ランド・プロイセン邦における1934年のプリマ生 (OI, OII) 総数は31,252名 (S. 167)。これが14日間宿泊したとすると、合計437,528泊となる。上表のユースホステル館数は、プロイセン邦だけでなくドイツ全体 (ライヒ) であろう。仮にライヒ全体のプリマ生に最低14日の宿泊を保証するには、地方を無視し、かつ、一般宿泊をすべて排除すれば、「一定程度」迫りうる数ではある (机上の計算に過ぎないが)。

19 このような手法を平井正は「グループや団体そのものを、一括して『ヒットラー・ユーゲント』に組み入れるという効果的な方法」と表現している。平井正『ヒットラー・ユーゲント』中央公論新社、2001、p. 47.

20 小峰総一郎「学校田園寮について」『ベルリン新教育の研究』第8章 (風間書房、2002年) 参照。

21 ただ、学校田園寮と、ユースホステル、ヒットラー・ユーゲントとの対立が、ニコライ (学校田園寮連盟理事長) とベンツェ (ライヒ教育省参事官。ヒットラー・ユーゲントを支持) との間の対立を軸に詳細に分析されているが、それを取り巻くナチス教育理想・教育体制との関連、「民族政治科実習」の中止論理とが必ずしも明瞭に浮かんで来なかった点が惜しまれる。

22 Eilers, Rolf: Die nationalsozialistische Schulpolitik : eine Studie zur Funktion der Erziehung im totalitären Staat. Köln: Westdeutscher Verlag, 1963. (Staat und Politik, Bd. 4), S. 41.

影の部分の詳細に究明しており、学ぶところ大であった。ナチズムに翻弄される学校田園寮の有り様も含め、学校田園寮をトータルに捉えることができた²¹。

②アイラースのナチズム教育研究

アイラースは、「民族政治科実習」の本質とこれの中止の論理を別括している。すなわち、

- ①「民族政治科実習」はナチス世界観教育を行う重要なイデオロギー教育の場である。
- ②世界観教育は党組織上の事項であり、これはナチ党（「ナチス教員連盟」）が主管すべきものだ。それを保証できぬ「民族政治科実習」は廃止せざるを得ない、と²²。

本稿冒頭で示したごとく、ナチス教育学のモデルとして鳴り物入りで導入された「民族政治科実習」は、試行3年で突然「禁止」された。ショルツの「禁止」Verbotの語は、このような論理を備えているのであった²³。アイラースの周到なナチズム教育政策研究はすでに古典と言ってよいが、「民族政治科実習」(NPL)の分析もまた問題を深く抉り出していた。「民族政治科実習」は、環境世界 (umgebende Landschaft)、民族性 (Volkstum)、経済 (Wirtschaft) との結合をうたい、本来的にナチズムとの結合の必然性を備えていた。だが、当初、ガイドラインはアバウトに「郷土との結合」を述べるのみで、実際は現場任せであった。そのため、一方で専科教員が科目を深めることもあり、また他方、生徒任せもあって、その成果は必ずしも芳しくはなかった。多くの学校から集まった生徒の中には、そのようなNPLに諦めを抱き、意図無理解のままこれに従い、空しく元の学校生活に復した者も少なくなかった。それが、NPLが回数を重ねる中で次第に、スポーツ・野外活動、宿舍生活 (Lagerleben)、ナチズム教育を重点とした一定の統一化が出来てきたのである²⁴。参加教師もナチス教員連盟 (NSLB) に属するナチズム志操堅固な者となっていった。それらを受け、ライン州にならない、他邦も——バーデン、ザクセン、ヴュルテンベルクなど——準備を始めた。プロイセン邦には、ルスト教育相が、ライン州の案を引き継いで実習の準備を邦首相に命じた²⁵。その結果1936年にはベルリンも実施に至ったのである。

だが、その一方で、「民族政治科実習 (NPL)」の主体は教師か青年指導者（「ヒトラー・ユージェント:HJ」）か、NPLの本質は「学校」か「疑似軍隊」か——の対立もまた先鋭化したのである。

23 これはさながら戦前日本の「統帥権干犯」問題のごとくである。昭和5(1930)年、ロンドン海軍軍縮条約に調印した浜口雄幸内閣に対して、軍は、軍備規模を「外交」的に決定することは天皇の統帥大権を侵すものだとの論理で攻撃した。

24 ナチズム教育の一例。1934. 10. 1-20の民族政治科実習報告中に生徒の論文テーマが挙げられている。それらは、国防思想、人種思想の本質、ヨーロッパの人種とドイツ民族、人物：ビスマルク、古代北方人種の運命、ゲルマン人：ヨーロッパ史の中の勝利と衰退、戦争と戦争指揮、世界戦争の戦略、人物：クラウゼヴィッツ、ゲルマン人の運命思想、ナチズムと農民性、ドイツ人の国家思想（クリークから）、人物：クライスト、我々とザール地方、であった。Eilers, S. 40.

25 「ライヒ教育省令1935. 7. 13」(Erlaß des RMfWEuV vom 13. 7. 1935)

ヒトラーの後ろ盾を得たシーラハと HJ は、1934年、全国で広くヒトラー・ユーゲント活動を展開する土曜休業制を実現していた。

1934. 7. 30 国家青年日 Staatsjugendtag 制定

- ①ヒトラー・ユーゲント生とリーダーには土曜授業を免除し、ユーゲント活動に充てる。
- ②ヒトラー・ユーゲント以外の者は、民族政治科講義を受講²⁶。

だが、HJ は ①リーダー不足²⁷、②ハイム (Heim)・スポーツ場 (Sportplatz) 不足、そしてリーダー自身の力量不足もあり、その後 [土曜の] 国家青年日を地方協約で廃止する事態も出来た [そして最終的に、1936末年に [ライヒ] 教育相ルストが全ドイツ [ライヒ] での国家青年日の破棄を命じたのである (1936. 12. 4)]。これに対して HJ は、週2日午後 HJ への自由使用を求め、これを実現している。HJ と <学校> (ルスト) との対立は次第にエスカレートして行くのである。それをいま、列挙すると次のようになる。

I. 学校の運営権

A. 「ヒトラー・ユーゲント」側

1934. 5. 5; 5. 29, 「学校ユーゲント監」(Schuljugendwalter): HJ が各校の HJ メンバーを指名。利害を代表。教員か年長生。

⇕

B. ルスト側

1934. 10. 24, 「学校ユーゲント監等委員会」(Gremium von mehreren Schuljugendwaltern)²⁸: 委員会で HJ 代表 [= 学校ユーゲント監] を少数化させ、学校ユーゲント監の権限を限定 [= 校長の補佐]。

↓

効果あり

- ①学校ユーゲント監の助言余地狭まる。
- ②アクティブな HJ を遠ざける²⁹。

26 この土曜日を「国家青年日 (Staatsjugendtag)」と命名したわけである。

27 リーダー不足は、部分的に次の理由による。すなわち、ほとんどの会社が職業訓練中のヒトラーユーゲントリーダーに休暇を与えなかったからである、と。Vgl. Eilers, S. 123.

II. 教育の内部介入

A. 「ヒトラー・ユーゲント」側

- ① HJ の教員養成関与：1935, 1936年ルスト, 教員養成大学への入学に HJ メンバー厚遇を指示³⁰。
- ② HJ への入団攻勢：学校, 特にナチス教員連盟は, HJ 宣伝・募集を幅広く行う³¹。学業促進 [補習などか——小峰], 奨学金, 各賞受賞 → HJ 生に限る。
ナチスの権力掌握後, 教師は自分のクラスの HJ 加入状況統計を作る。→再三 HJ 加入を訴える。
- ③ 教員評価と結合：教育評価, 昇進も, ヒトラー・ユーゲント団員数と結合³²。

III. 「民族政治科実習」禁止へ

このような攻勢のなか, ヒトラー・ユーゲントは, まずは与えられた権限 (①スポーツ教師の

- 28 これは, ワイマール時代にあった学校レーテたる父母評議会に代わって創設された学校協会 (Schulgemeinde) のことであろう。それは, 次の文部省令 (大要) が言うように, 校長と父母の権限が大きく, ヒトラー・ユーゲントは学校協会の一構成者に過ぎなくなっている。

『学校協会 (Schulgemeinde) の創設ならびに青年監 (Jugendwarter) の任命について』 [大要]

I. これまでの父母評議会は効果が少なかった。議会選挙のための政治的緊張が持ち込まれた。これは廃止しなければならない。家庭, 学校, ヒトラー・ユーゲントの協力が必要。間接関与である。II. 統一的教育意志体现の新機構を設立する。それらは, ①学校協会 ②青年監である。

ベルリン 1934年10月24日 プロイセン文相ルスト

『学校協会創設ならびに青年監任命施行細則』 [大要]

新たな機構たる学校協会は親, 教師, ヒトラー・ユーゲント代表で構成される学校の助言機関である。決定機関ではない。学校協会と青年監の任命はこの細則に基づく。

1. 学校協会： 学校協会は信頼のおける児童の父母ならびに教師で構成される。その課題は次の如くである。
 - a. 教育目標の設定。新国家にふさわしい教育目標を設定する。
 - b. 施設改善問題。
 - c. 展示, 行事に参加して学校活動に協力する。
 - d. 教育学問題を議論し理解を深める。学校協会は校長を代表とし 2名から5名の助言者を持つ。その内に共学校・女学校の場合には最低母親1名を含む。これに加えてヒトラー・ユーゲントからユーゲントリーダーを加える。彼は国家青年ならびに学校協会と連携する。
2. 青年監： 学校協会の青年監は, ヒトラー・ユーゲント代表ならびに校長とともに任命されるものである。青年監は, ヒトラー・ユーゲント代表ならびに校長と協力して学校課題を遂行するものとする。協力を行うものである。それは新年度始めに任命され, 任期1年とする。再任可である。人物, 政治的に適任の者でなくてはならない。任命前に, ナチ党地区委員会に届け出るものとする。好ましくない人物は, いつでも解任できるものとする。』

(出所：プロイセン文部省令 UIIA2514, 1934. 10. 24 (in: Zentralblatt 1934, S. 327). [小峰訳])

- 29 上記省令に言うように, 委員会での HJ の権限は制限されている。ちなみに, 増大する HJ の影響力への反対姿勢は, ライヒ教育省全体に急速に広がった由である。Vgl. Eilers, S. 124.
- 30 HJ 所属が教員養成大学入学の前提条件とされた。(Erlaß des RMfWEuV vom 12. 10. 1935, in: 『ライヒ教育省報』 1935, S. 452.)
- 31 公立校のヒトラー・ユーゲント加入率は, 私立校に比し, 25パーセント多かった。Vgl. Eilers, S. 125.
- 32 「HJ 募集の成果は, 将来, 教員のナチズム姿勢の判断ならびに教育活動の成果判断の指標となる」のであった。Ebenda,

任命 ②夕べの集いでの HJ 組織宣伝) を拡大させ、学校田園寮をナチス影響下に置くことをめざした。

●1934. 11. 15 ライヒ全国学校田園寮連盟解体→ライヒ青少年指導部 (Reichsjugendführung) に属させる

↓

1935年、HJ を支援するナチス教員連盟が学校田園寮を拡大、指導を引き受ける。(これは民族政治科実習禁止 <1936. 12. 3> 後の統計であるが、1937年の学校田園寮総数340。うち98寮は1933年以降のものであった。)

だが、「学校」枠内の学校田園寮活動は「専ら有用知識の伝達機関」(lediglich eine Einrichtung zur Vermittlung des notwendigen Wissens) であることを脱することができない。HJ がめざすものは、これを抜け出る教育課題、身体鍛錬と政治教育 (= 「第三帝国の若者に必要な教育」) である。そこで次に、HJ ならびにナチス教員連盟 (NSLB) は、そのための方策を打ち出す。それは次のものである。

- ①学校の側でナチズム世界観教育をさせない。
- ②学校固有の宿泊施設 [学校田園寮] を設立させない。

これにより HJ は活動の重点化をはかった (身体鍛錬 = ゲレンデスポーツ・体操・競争、を通しての疑似軍隊訓練)。その結果彼らは、出撃、[集団] 行動——行進、集合——、ファイヤー、収穫祭、田園奉仕、競争 [コンクール]、を青年の活動に対応させ、これらを通して服従と奉仕 (Dienst) の人格形成をめざすのである。だが、それでもなお、現下の民族政治科実習は HJ がこれを主導するには至らなかった。

そこでついに、ナチス教員連盟 (NSLB) は民族政治科実習 (NPL) の廃止を打ち出したのであった。その根拠が、さきの「世界観教育は党組織上の事項」論理である。党組織に下屬しない民族政治科実習では HJ の専管を貫徹しない。廃止以外ない、と。この攻勢のなか、1936年12月3日、ルストは、「キャンプと隊列の教育」としての「民族政治科実習」の全体理想を放棄、「学校」管轄行事としての民族政治科実習をことごとく禁止したのであった³³。

それは、直前の1936年12月1日、ヒトラー・ユーゲント法が定められたことに対応するもので、これによって家庭、学校の間第3の機関<青年> = 「ヒトラー・ユーゲント」が、名実共に第

33 民族政治科実習禁止 (verbieten)。この「ライヒ教育省令」(Erlaß des RMfWEuV vom 3. 12. 1936) を筆者 (小峰) は管見のかぎり『ライヒ教育省報』Reichsministerialamtsblatt Deutsche Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung に発見できなかった。アイラースも本令の典拠を Alfred Homeyer に求めている。Vgl. Eilers, S. 41. [追記] 参照。

三帝国の青年指導者となったことを意味した³⁴。「ヒトラー・ユーゲント法」は、10-18歳の若者を掌握、青年を総統と国家の不可欠の要素、ナチス国家青年 (Staatsjugend) として取り込んだ。身体鍛錬と政治教育——ナチス教育の最重要要素——は今後、HJの独自管理で展開することになったのである。「学校」を抜け出る教育課題＝「第三帝国の若者に必要な教育」を、ウィッパーマンは次のように表現した。

「…ナチス教育理想は「人種理論」を聖典として成立している。学校では健康で「人種的に価値豊かな」肉体形成を目的とする「肉体訓練」が中心課題である。次が「性格陶冶」なかならず政治的教化である。それはしかし、学校だけでなく、党と党機構、何よりもヒトラー・ユーゲントによって成し遂げられるものだ。そのため、学校とヒトラー・ユーゲントとのじつに緊迫した併存、否、共在が図られている…」³⁵。「[ヒトラーは]『我が闘争』で…祖国教育は、軍 (当然、ナチ党) に担われ完成される、とした。…それは、党とその諸組織なかならず「ヒトラー・ユーゲント」によって担われ、貫徹されるものである、と」³⁶。

以上に述べたように、「民族政治科実習」なる校外宿泊プログラムは、当初、＜教養＞を備えた教師が一方的に知識伝達を行う「学校」を否定し、若者が同志的に身体鍛錬と政治教育を行う「キャンプと隊列の教育」をめざした。だが、そこにおいて党直属のヒトラー・ユーゲントがこの

34 「ヒトラー・ユーゲント」法 (1936. 12. 1)

ドイツ民族の未来は青少年に懸かっている。それゆえ、全ドイツ青少年は、彼らの未来の義務に向けて準備されなければならない。

そのため、帝国政府は以下の法律を定め、ここにそれを告知するものである。

第1条 ドイツ帝国領内の全ドイツ青少年は、ヒトラー・ユーゲントに束ねられるものとする。

第2条 全ドイツ青少年は、家庭・学校の中のみならず、ヒトラー・ユーゲントの中において、国家社会主義精神のもと、民族への奉仕ならびに民族共同体のために、身体的・精神的・道徳的に教育されなければならない。

第3条 ヒトラー・ユーゲントにおける全ドイツ青少年の教育という課題は、ナチ党青少年指導者に委ねられる。そのため彼は「ドイツ帝国青少年指導者」を兼ねる。彼は、ベルリンに所在する帝国最高諸官庁の一地位を有し、総統兼帝国宰相に直属する。

第4条 本法の施行ならびに補充に必要な一般法律諸規程は、総統兼帝国宰相がこれを公布する。

ベルリン、1936年12月1日

総統兼帝国宰相 アドルフ・ヒトラー

次官・首相府長官 Dr. ラマース

(小峰訳、出所：<http://www.documentarchiv.de/ns.html> 最終閲覧：2015. 5. 30)

全文わずか4条の「ヒトラー・ユーゲント法」が、以後ナチスドイツ教育の指針となるのだった。副署のDr. ラマース (Hans Heinrich Lammers, 1879-1962) は総統の腹心、首相府長官。第一次世界大戦で左眼喪失した古参ナチ党員である。ヒトラーからの信頼厚く、在任中はティアガルテンのフォン・デア・ハイト宮殿 (今日のプロイセン文化財団本部) を住居とした。彼の忠勤に対して、ヒトラーはその後大統領狩猟館と報奨金60万ライヒスマルクを贈っている。(Vgl. 「Hans Heinrich Lammers」ドイツ Wikipedia 最終閲覧：2015/06/03)

35 Wippermann, Wolfgang: „Das Berliner Schulwesen in der NS-Zeit“, in: Schmoltdt, Benno (Hrsg.): Schule in Berlin. gestern und heute. Berlin: Colloquium Verlag, 1989, S. 59.

36 A. a. O., S. 60.

ナチス教育を専管できぬなか、未だなお<学校>に緊縛された「民族政治科実習」は、ここにその役割を終えざるを得なかったのである³⁷。

2. 生徒と教員

——生徒の組織化、アビトゥーア判定取消事件——

さて、「民族政治科実習」は、以上に記したようなものであることが分かった。勢いづくヒトラー・ユーゲントとその指導者シーラハの<学校>攻撃は、ここリューテン町（ウェストファーレン州）の一上構学校をも例外とするものではなかったのである。

（否、それどころか、このウェストファーレン州の西隣ライン州は、ヴェルサイユ条約（1919年）で〔そしてロカルノ条約（1925年）でも〕非武装化が定められたが、同州ルール地方は1923年、賠償金支払遅延によりフランスに占領された。これに対し、1933年に成立したドイツ・ヒトラー政権は、両条約を破棄し、1936年3月7日、ドイツ軍をラインラントに進駐させるのである。同州はまさに民族と国家、国境をめぐる問題の最前線であった。国境地方を重視する「民族政治科実習」が、ライン州でいち早く実施された理由として、このような状況を見落とすことができない。同州に隣接するウェストファーレン州の上構学校も、1930年代、このような政治社会状況の中にあっただとてよいだろう。）

そこで次に、1930年代前半のリューテン上構学校の生徒・教員状況につき触れることにしたい。

（1）生徒の組織化、ヒトラー・ユーゲント

リューテン上構学校では、1933年までは生徒団体はなく、唯一の例外は聖ゲオルク・ボーイスカウト団（St. Georgs Pfadfinderschaft）だった（1932年設立）。これはドイツで1929年に設立されたカトリックの団体である。しかし、1933年1月のナチス政権誕生後、生徒は急速にナチス諸団体に組織化された。いま、それら諸団体「ドイツ幼年団」（Deutsches Jungvolk）、「ヒトラー・ユーゲント」（Hitler Jugend）、「ドイツ女子同盟」（Bund Deutscher Mädel）の組織化を見ると次のごとくである³⁸。

37 リューテン上構学校でも1933/34ドルトムント行・ベルリン行、1934/35ベルリン行、1935/36ユースホステルキャンプ実習という「民族政治科実習」を行っている。しかし当校の実習においても、さきのアイラーズの指摘のような問題があった。すなわち、実習で生徒は生きた社会に触れる中で精神世界を広げ、仲間性の向上が見られたものの、実習を通して人種・民族の力を育成したかは疑問であった、と。Vgl. Bracht, Hans-Günther: Das höhere Schulwesen im Spannungsfeld von Demokratie und Nationalsozialismus. Bern: Peter Lang, 1998, S. 650–653.

38 Bracht, S. 653.

表2-1. ナチス諸団体の組織率（1935-1937）

年	生徒数	Jungvolk/ ヒトラー・ユーゲント/ BDM	組織率 (%)
1935/36	132	127	96
1936/37	142	131	92
1937/38	165	165	100

他校平均：90%

(出所：Bracht, 1998, S. 653, 682)

表からは、ナチス諸団体への加入率は1937/38年に100%に達し、ここで生徒全員が組織化されたことになる。しかし「ヒトラー・ユーゲント」への加入はさらに急であった。すなわち、『年報1933/34』によると、すでにこの時点で障害者を除き「全員加入」となっている³⁹。さきにアイラースが述べていたように、「ヒトラー・ユーゲント」への加入促進は教員評価、昇進と連動していた。したがって、「ヒトラー・ユーゲント」への参加は、建前は自由意志だが、事実上は強制であった（1939年「青年奉仕義務」告知）。ただ、ナチス団体への加入は学校から促進されるが、著しく長時間に及ぶ活動は制限された⁴⁰。

（2）アビトゥーア判定取消・ナチ党集団入党事件

ここで一つの事件に触れなくてはならない。それは1933年に起こったアビトゥーア判定修正、教員団のナチ党集団入党という一連の出来事である。アビトゥーア不合格取り消しと、教員の集団入党は事実であるが、両者に因果関係があったかどうかは定かでない。

しかし両者は同時並行的に起こっており、戦後、多くの教員が両者の関連を証言している。それはすなわち、当時上構学校への大扇動があり、学校はこれに対応して ①ナチ儀式参加 ②教員団の親ナチ化が行われた；教員側は安心して教職を続けられるよう、反ナチ嫌疑除去のため集団入党した；自分たちはイデオロギー的には親教会であったが、「反ナチ」嫌疑除去のために心ならずも集団入党したのである、と⁴¹。それらは同じように、アビトゥーア判定修正と集団入党とは、上構学校をとりまくナチズム圧力の結果だとしたのである。

いずれにしても、本件がリューテン上構学校教学のナチズム化に大きく舵を切ったことは否めない。

39 1933/34にHJに入らなかった生徒（身体的理由＝膝の怪我で行進不可能）は、自分は「価値少なき者である」むね公にしていた。彼に入団強制はなかった。Vgl. Bracht, S. 654.

40 1933年7月、校長は1名のSA航空突撃隊少尉（SA-Sturmführer）生徒に対して、休暇中は過度の練習と行進を慎むよう指導している。Vgl. Bracht, S. 655.

41 Vgl. Bracht, S. 435.

I. 経過

少女Bのアビトゥーア試験不合格とそれの修正、教員団のナチ党集団入党のポイントを記すと次のようになる⁴²。

①アビトゥーア試験不合格

1933. 2. 21——州視学臨席下に同校でアビトゥーア試験実施。女生徒B、アビトゥーア作文不合格。テーマを変更して再度執筆。教師は「可」とするも、視学の判定は覆らず不可。試験委員会もこれを追認。ドイツ語口述も「不可」で、少女はアビトゥーア不合格となった。(同校初の不合格)

父の落胆は大(父:リューテンの大会社幹部。父・息子2人も共にナチ党员, 息子は鉄兜党员でもあった)

(この父の不満を契機に教員団のナチ党集団入党と言われている)

↓

●1933. 5. 1——教員団のナチ党集団入党(校長シュタインリュッケ)

②ナチ党地区指導部の圧力

1933. 5. 17——ナチ党地区長が学務局長宛に書簡

「父は本地区最初のハーケンクロイツ旗掲揚者である。本件を再考し追試を要求する。」

1933. 6. 28——PSK(州学務委員会)の中間決定。[当校教員が反ナチとの]嫌疑を修正

42 Vgl. Bracht, S. 434-438. 州学務委員会資料にも修正の跡が見られた。

43 この文部省令(Min. -Erl.) UII G. Nr.695 I (1933. 4. 20)についてブラハトは次のように述べている。

この省令(Erlaß)でルストは、インフルエンザないし「民族的高揚の課題」ゆえに進級不可となった生徒多数の申請につき説明。文相は、決定の吟味(アビトゥーアも含め)は、「時代の重大性、緊急性を勘案し広い心で(weitherzig)判断する」という基準のもとに教員会議に委ねたのであると。(出典:ハンス=ペーター・ヨルゲン/ハインツ・ヘミング:『第三帝国』の学校——ベンラート男子ギムナジウムの事例資料』州都デュッセルドルフ教育研究所(編):『プロジェクト:デュッセルドルフ学校史論考 4』デュッセルドルフ, 1988年所収)。Vgl. Bracht, S. 435, 注264.

ちなみに、本省令も『プロイセン文部省報』((Zentralblatt für die gesamte Unterrichts=Verwaltung in Preußen.)には管見のかぎり発見できなかった。

ただ、同じ1933年4月20日に、類似の趣旨の文書[通達(Runderlaß)であろう]があるのを認めた。

それは、かつて政治運動で中等学校を放校された生徒の原状回復令、復学令である。それは次のように、民族主義政治活動による生徒の退学処分を取り消し、特別の編入試験なしで原級復学させるとしている。

「Nr. 125 民族運動行為を理由とする退学処分について

1932. 12. 2. 通達(Runderlaß)——UII 1609. 11ほか(中央報, 310ページ)——を拡大し、本官はここに次の如く定める。すなわち、1925. 1. 1以来、民族運動行為のゆえに生徒に対してなされたすべての退学処分は破棄されると。退学生徒は、編入試験なく原級に復帰するものとする。本官は、各州長官並びに行政長官に対し、速やかに実施方策を講ずるよう求めるものである。もし、退学処分破棄に背馳する特別な懸念事態ある場合には、遅くとも1933. 6. 1までに詳細報告されるよう望むものである。

ベルリン, 1933. 4. 20 プロイセン文部大臣, 帝国弁務官 ルスト

各州長官(教育行政関連部局)並びに行政長官殿 UIIS 263 UIIG並びに UIIC. 1.

(プロイセン文部省報, 1933, S. 122.)」

「校長及び他教員が、新国家に敵対的だとみとめる理由はない。全教員が党員である。但し彼らは4月末に漸く立上ったものである。」

1933. 7. 1——父のPSKへの申立

「文部省令 (Min. -Erl.) UII G. Nr.695 I (1933. 4. 20)⁴³を適用してアビトゥーア証明を後から発行してほしい。」

↓

③少女「合格」

1933. 7. 6——女生徒Bアビトゥーア「合格」

1933. 7. 10——校長Steinrücke報告。アビトゥーア判定最終報告書コメント

「父親の願い出により、Bは、1933. 4. 20 省令 (Min. -Erl.) UII G. Nr.695 Iを援用し、1933. 7. 6の判定に基づき合格と宣言する。ドイツ語の総合成績は、年間成績を勘案して可と評価する。」

II. 状況と背景

この「事件」は12年間封印された。それが戦後1951年になって、非ナチ化過程での1教員の証言から明るみに出たものである。じつは、当局によるアビトゥーア結果の変更は他にも例があったが、他の事例は書類から確証できるものではなかった。(それ以外にも、アビトゥーア試験ではないが、2名の生徒が追加でOII進級を認められ、中級 [UII] 成熟証を発行されている⁴⁴。)

ドイツにおいて、アビトゥーア試験=ギムナジウム修了試験は、大学への入学許可をも意味する。この重大な中等学校修了試験が州学務委員(視学)の臨席下で実施され、1生徒は不合格となった。それが、ナチ党地区長の抗議により判定の修正が求められたのである。その根拠が、新国家への忠誠をうたう文部省令であった。これは「政治」が「教育」をのみ込んだ事態である。

それは、校長をはじめとする教員団のナチ党集団入党にも言える。1933年4月7日発効の「官吏任用法」は、教員のナチズム「適合」を求めた⁴⁵。これにより、国民学校教員はもとより、ギムナジウム教員、中間学校教員等も、自らの職業継続のためにナチ党入党を迫られた。これには、カトリック教会がナチス独裁という「国民的高揚」の中で沈黙し、信仰の自由・信条の自由抑圧に反撃しなかったことも挙げられる(「政教協約」が締結されるのは1933年7月20日のことである⁴⁶)。

44 Vgl. Bracht, S. 435.

45 「第4条 これまでの政治的活動に照らし、いかなる時でも躊躇なくこの民族国家に献身する保証の無き官吏は、その職務を解任しうる。…」(小峰訳) Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums. Vom 7. April 1933. (出所: <http://www.documentarchiv.de/ns/beamtenenges.html> (最終閲覧: 2015. 3. 25))

46 1933年7月20日の政教条約に先がけて、カトリック中央党は、7月5日自主解党している。リューテン校のカトリック中央党員教員は、もはやナチ党以外の選択肢を失ったのである。

以上の状況と背景を考慮するとき、二つの事件の間の「関係」はきわめて強いと言える。教員と学校は、もはや<政治>に抗して<教育>の論理を貫くことができなくなっていたのである。

ま と め

生徒に「キャンプと隊列 (Lager und Kolonne) の教育」を求めたナチス教育は、文化の追体験としての<学校>を、身体訓練とナチスイデオロギー教育の場に、そこにおける教育関係を、垂直的な「教師-生徒」関係（それは<家庭>における「親-子」関係のコロラリー（系）である）から、水平的な「同志関係」に転換させようとした。1930年代前半のナチス独裁下の教育は、その方向を志向したと言ってよいであろう。「民族政治科実習」の導入と中止、中等学校教学への外社会・外部団体の直接介入・統制（生徒の「ヒトラー・ユーゲント」化、教員団のナチ党集団入党、アビトゥーア判定変更）は、その端的な表れと言える。これにはさらに、教員団体の一元化（Gleichschaltung：ナチス教員連盟へ）および教員再教育政策も視野に入れなくてはならない⁴⁷。

1930年代の後半に入ると、上構学校の授業と教育はさらなる変貌を遂げるのである。

[この項終わり、以下次号]

※

前稿で「ヒトラー・ユーゲント法」の日付に誤記があった。正しくは「1936年12月1日」である（前稿62ページ）。お詫びして訂正したい。

47 ワイマール時代に都市ベルリンならびに全ドイツの教育研究センターだった中央教育研究所（Zentralinstitut für Erziehung und Unterricht）は、ナチ時代にはナチス教育学振興のセンターに変じた。新所長ベンツェの下で、ナチスカリキュラムの普及、教員の再教育が、ここを拠点として全国で行われる（1933年から始まる教員講習は「教員ラガー」(Lehrerlager: 教員キャンプ)と呼ばれた。Vgl. Kraas, Andreas: Lehrerlager 1932-1945: politische Funktion und pädagogische Gestaltung. Bad Heilbrunn: J. Klinkhardt, 2004. 私はかつてワイマール時代の中央教育研究所を研究したことがあるが（小峰 総一郎「二、ベルリン中央教育研究所」『ベルリン新教育の研究』第6章（風間書房、2002年）参照）、学校田園寮の後史とも重なる中央教育研究所の変貌も、今後深めてみたいテーマである。

[追記]

その後、筆者（小峰）は、「民族政治科実習令」[プロイセン文部省令]（1933. 10. 4）の原典を確認した。この「プロイセン文部省令」（Ministerialerlaß UII C 2580）は、発令からまる1年以上のちの1935年1月になって漸く『ライヒ教育省報』に掲載されたのである（in: Deutsche Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung, Jg. 1, H. 1, 5. 1. 1935, S. 6.）。この時間的ラグと管轄官庁のズレが意味しているものは何か。あくまで推測の域を出ないが、ここには、ドイツ全体を統括するライヒ（帝国）教育省創設（1934. 5. 1）を待って、「民族政治科実習」をプロイセン一邦のプログラムから全ドイツ（ライヒ）のプログラムへ押し広げようとする意図、さらに言えば、それと共に「キャンプと隊列の教育」を軸とした「ナチス教育学」生成の困難（理論化の「困難」）が存在していたと、筆者には思えるのである。この理論化の困難に直面していたとき、プロイセン邦ライン州では、1933年10月4日のプロイセン文部省令を受けていち早く1933年12月28日から「民族政治科実習」を大規模に展開し、1935年1月29日までの実質1年間にわたる実施内容を「覚書」として公開していた（刊行は「1935年」とだけ記されていて正確な発行月日は不明だが、ベンツェの巻頭文日付は「1935年4月15日」とあるので、この後程なく刊行されたのであろう）。この試行を承けてルストは、またベンツェは、これを1933年8月の文相告知に言う「新しいナチス教育様式」＝「ナチス教育学」と大々的に位置づけたように思える。だが、容れ物である「キャンプと隊列の教育」と中身の「ナチス教育学」は必ずしも同じではない。この問題が、その後「ヒトラー・ユーゲント」と「民族政治科実習」との対立となって現れてくるのである。

なお、1933. 10. 4の「プロイセン文部省令」（Ministerialerlaß UII C 2580）は「学校田園寮」（Schullandheime [複数形]）と題されたものであって、「民族政治科実習」というタイトルではない。しかし、省令にある「ドイツの青年を郷土、民族、国家に組み入れ」、「<血と土>を強化」、「学校田園寮は民族政治教育目的」等の文言から、先行の記述はこれを「民族政治科実習」の法源のように言っているのであろう。筆者（小峰）も本論でそのように表現した。厳密にはこれはすべて修正すべきであるが、省令内容を尊重して「民族政治科実習令」のままとした。

ライヒ教育大臣ルストは、1935年7月13日に、上記「民族政治科実習令」[プロイセン文部省令（1933. 10. 4）]を全ドイツ化するために、ライヒ全体に向けて「民族政治科実習」の実施を求めた（in: Deutsche Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung, Jg. 1, H. 15, 5. 8. 1935, S. 337-338.）。ここにおいて「民族政治科実習（Nationalpolitische Lehrgänge [複数形]）」という名称も全ドイツ化したと言える。この段階でルストは、ライン州の試行に基づき各邦各州が「ナチス教育学」をより豊かに発展させるべく「民族政治科実習」を多様に実施するよう促しているのである。そこで以下に、この拡充令の概要を紹介しよう。

筆者はその後さらに、民族政治科実習の「廃止令」を収録したホマイヤーの書を手に入ること

とができた。これは、ナチ時代の「最重要」法律等を収録した法令集である。(Homeyer, Alfred (Bearb.): Die Neuordnung des höheren Schulwesens im Dritten Reich. Sammlung der wichtigsten diesbezüglichen Gesetze, Erlasse und Verfügungen seit Januar 1933. Berlin: Klokow, 1939, 1. Nachtrag 1941.)

これも含め、以下に2つの「民族政治科実習令」を掲載する。

中等学校生徒用民族政治科実習令 (1935. 7. 13)

[拡充令, 大要]

1933. 10. 4の本官省令 (UII C 2580) に基づいて、民族政治科実習が多くの州で (in mehreren Provinzen) 開設された。ライン州の中等教育局においては、この民族政治科実習が、格別のやり方で実施された。1933年10月 [ママ] 以来、中等学校 OI-UII 級全生徒、並びに女子高・幼稚園託児所教員養成校の全生徒に実施されたのだ。

大地接近の共同体教育 = ナチス教育である。ライン州の実践は、かかる学校生活に刺激を与えるものである。

1.

各州長官におかれては、直ちに、貴州においてこの民族政治科実習が可能かどうか、またいかにして行うべきか——その際、財政にも配慮しておくことが必要である——を検討してほしい。特に以下諸州は喫緊である：東プロイセン、シュレジエン、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン、ハノーヴァー、ヴェストファーレン [国境地である——小峰]。その検討の結果を報告してほしい。実習は3週間続くものとし、断然、夏の期間に行うものと予定している。それゆえ、授業の欠損を考慮し、全クラスを一どきに実習に送ることが必要である。この間、引率以外の教員は、教員研修に参加することが可能であろう。

民族政治科実習は学校行事であるので、全員参加が求められる。父母は、そのための負担を負うものとする。但し、貧困生への補助は考える必要がある。費用問題ゆえの不参加は無きように。但し、病気に因ることを医師が証明した場合は認めるものとする。ライヒ青少年局との協定に基づき、ヒトラー・ユーゲント団員が合同して実習に参加する場合は、休暇として扱うものとする。他校、並びに多くの地方、および様々な宗教のものが共同することは、よい成果を上げるものとする。実習参加者は80名以内とし、男女別の実施を考えたい。

1934の協定に基づき、ユースホステル連盟を「ナチ組織」とみなすものとする。[ユースホステルの優位性——小峰]

引率教員の選抜：ナチズム確信教員を旨とし、他の世界観をもつものは不可とする。彼らは、新国家の課題と責任を貫いてくれるであろう。ラガー長とハイム補助者の三級教員——この者は、教育当局が任命するものとする。二級教員、三級教員の参加が重要である。彼らについては、

将来、ラガー長が個人調書に評価を載せるものとしたい。

キャンプにおける民族政治科実習の内容は次の形態とする。

- a) スポーツ
- b) 土地の探究究明
- c) 講義
- d) ハイムの夕べ

それぞれをバラバラに追求してはならない。4つ全体が統一体となって初めて、民族政治科実習の偉大な課題に、すなわち新しい民族学校に寄与しうるのである。それはすなわち次のものだ。

「青年を郷土・民族・国家の中に組み入れる；土地の環境の中で見出したその人種の諸力 (rassische Kräfte) を覚醒させる；そして彼らが喜びをもって共同体生活に立ち向かうよう教育すること。」

したがってガリ勉は不可であり、体得をこそ重んずるべきである。

2.

各州長官におかれては、ライン州の覚書を参考にし、これに学びながら実践することを推奨する。本官は、この覚書は民族政治科実習の入口に過ぎぬものであるので、各州においては、さらなる発展を探ってほしいと願うものである。

ベルリン 1935. 7. 13

ライヒ並びにプロイセン教育大臣 ルスト

各州長官殿（中等学校関係）

E III b 1900 M, K II.

（出所：Deutsche Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung, Jg. 1, H. 15, 5. 8. 1935, S. 337-338.）

〔中等学校〕 生徒用民族政治科実習令（1936. 12. 3）

〔廃止令，全文〕

数州で (in einigen Provinzen) 実施されたる中等学校生徒用民族政治科実習（ライヒ教育省令 1935. 7. 13参照。『ライヒ教育省報』1935, S. 337 参照）は、しかしながら、これを廃止 (aufheben) するものとする。（ライヒ教育省令1936. 12. 3. E III b 2999, K II）〔ホマイヤーの1941年補遺には、同省令の日付は12月23日とあるが、筆者は、これまで依ったアイラーズ (S. 41) により12月3日としておく。〕

（出所：Homeyer, Alfred (Bearb.): Die Neuordnung des höheren Schulwesens im Dritten Reich. Sammlung der wichtigsten diesbezüglichen Gesetze, Erlasse und Verfügungen seit Januar 1933. Berlin: Klokow, 1939, 1. Nachtrag 1941, C 69.）

(2015. 8. 19)

文 献

1. Bracht, Hans-Günther: Das höhere Schulwesen im Spannungsfeld von Demokratie und Nationalsozialismus: ein Beitrag zur Kontinuitätsdebatte am Beispiel der preußischen Aufbauschule. Bern: Peter Lang, 1998.
2. Datenhandbuch Bd. II: Höhere und mittlere Schulen, 2. Teil, Göttingen, 2003.
3. Deutsche Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung. 1.-11. Jg., 1935-1945, Berlin: Zentralverlag der NSDAP, 1935-1945. (『ライヒ教育省報』)
4. Dithmar, Reinhard (Hrsg.): Schule und Unterricht im Dritten Reich. Neuwied: Luchterhand, 1989.
5. Eilers, Rolf: Die nationalsozialistische Schulpolitik : eine Studie zur Funktion der Erziehung im totalitären Staat. Köln: Westdeutscher Verlag, 1963. (Staat und Politik, Bd. 4)
6. Gesetz über die Hitlerjugend (1. 12. 1936) (「ヒトラー・ユーゲント法」(1936. 12. 1), 小峰訳, 出所 : <http://www.documentarchiv.de/ns.html> 最終閲覧 : 2015. 5. 30)
7. Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums. Vom 7. April 1933. (「官吏任用法」(1933. 4. 7), 小峰訳, 出所 : <http://www.documentarchiv.de/ns/beamtenges.html> 最終閲覧 : 2015. 3. 25)
8. Kraas, Andreas: Lehrerlager 1932-1945 : politische Funktion und pädagogische Gestaltung. Bad Heilbrunn: J. Klinkhardt, 2004.
9. Nationalpolitische Lehrgänge für Schüler. Denkschrift des Oberpräsidenten der Rheinprovinz (Abteilung für höheres Schulwesen). Frankfurt am Main : M. Diesterweg, 1935.
10. Scholtz, Harald: Erziehung und Unterricht unterm Hakenkreuz. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1985. (Kleine Vandenhoeck-Reihe, 1512)
11. Wippermann, Wolfgang: „Das Berliner Schulwesen in der NS-Zeit“, in: Schmoltdt, Benno (Hrsg.): Schule in Berlin. gestern und heute. Berlin: Colloquium Verlag, 1989.
12. Zentralblatt für die gesamte Unterrichts-Verwaltung in Preußen. 75.-76. Jg., 1933-1934, Berlin: Weidmannsche Buchhandlung, 1933-1934. (『プロイセン文部省報』)
13. 江頭智宏 : 「ナチ時代における学校田園寮運動とヒトラー・ユーゲントの関係」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 教育科学』60(1), 2013. 9.
14. 小峰総一郎 : 「ライン地方のあるギムナジウム (2)」『中京大学国際教養学部論叢』7(2), 2015. 3.
15. ——— : 「学校田園寮について」『ベルリン新教育の研究』第8章, 風間書房, 2002.
16. ——— : 「二, ベルリン中央教育研究所」『ベルリン新教育の研究』第6章, 同.
17. 百々巳之助, 景山哲夫 : 『ヒトラー・ユーゲント』刀江書院, 1938.
18. 平井正 : 『ヒトラー・ユーゲント』中央公論新社, 2001.

[2015年6月3日]